令和4年12月13日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和4年12月13日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。 出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司	久美	委員
2番	秋永	憲一	委員
3番	今村	裕一	委員
4番	内田	正隆	委員
5番	江上	哲夫	委員
6番	大石	敏裕	委員
7番	甲斐世	ナエ子	委員
8番	笠	幸夫	委員
9番	黒岩	純	委員
10番	古賀	喜治	委員
11番	後藤	靖子	委員
12番	末次	龍夫	委員
14番	中田	修二	委員
15番	中田	弥生	委員
16番	手島富	富士雄	委員
17番	冨安	辰行	委員
18番	鳥越	文生	委員
19番	中村	裕	委員
20番	林田	髙夫	委員
21番	日比生	上和雄	委員
22番	深川	嘉穂	委員
23番	柳	壽祥	委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員 山口 啓一 委員

事務局の出席者は9名である。

事務局 おはようございます。12月総会の開催に当たりまして、報告いたします。

本日は、現委員数24名中22名の出席があっておりますので、農業委員会等に関する 法律第27条第3項の規定により総会は成立しております。

今回、議案の関係で、1件訂正をお願いしたいと思います。第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請についてということで、ページで言いますと1ページになりますけれども、この中の審議番号2番及び3番につきましては、現在のところ申請の要件が整わない状況になっていることが本日判明しましたので、審議番号2番及び3番については、審査保留という形でさせていただければと思います。以上でございます。それでは、会長、よろしくお願いします。

議 長 皆さん、おはようございます。新型コロナウイルスも第8波に入りました。その中で新規感染者が増加をしています。今回、行動制限がないというようなことでありますから、個人個人が基本的な感染対策を行っていかなくてはならないと思います。 感染対策をよろしくお願いいたします。

それでは、12月の農業委員会総会をただいまから始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1号議案、審議番号14番及び15番は、農業委員会に関する法律第31条第1項の規 定による議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、審議番号14番、 15番とそれ以外で分けて審議いたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

[**番 *****委員 退席]

議 長 では、審議番号14番及び15番について、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の使用貸借権設定 の許可申請書が提出されたので付議いたします。

4ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、東部地域、14番、15番の2件です。

以上、審議番号14番及び15番の申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号

の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない 申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。 以上で説明を終わります。

議 **長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。 質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。 第1号議案、14番及び15番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、14番及び15番は可決されま した。

[**番 ****委員 入室]

議 長 *****委員に報告をいたします。審議番号14番及び15番は可決されました。 続きまして、審議番号2番、3番、14番及び15番を除く第1号議案を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、使 用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転、東部地域、1番から2番、3番を除く、3ページ、11番までの9件です。

3ページをお願いいたします。

西部地域、12番から4ページ、13番までの2件です。 5ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、西部地域、16番、1件です。なお、5ページの審議番号16番につきましては、耕作面積の下限5,000m²を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項第1号において、権利の取得後における耕作の事業は草花等の栽培で、その経営が集約的に行われるものと認められる場合には例外とするとされており、今回の申請者は、今年の6月総会において、ハウスでイチゴを栽培するということで、経営が集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用された新規就農者であり、今回の申請地においても、イチゴ苗を栽培するということで、同様の例外規定を適用しているものでございます。

以上、審議番号1番から審議番号2番、3番、14番、15番を除く、16番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 **長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。 審議番号2番、3番、14番及び15番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手を お願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号2番、3番、14番及び15番を除 く第1号議案は可決されました。

> 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とい たします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 6ページをお願いいたします。

適用しております。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が 提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、山川市ノ上町、田、453m²。

申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

西部地域、2番から、7ページ、6番までの5件です。

2番、申請地、荒木町白口、田、3筆、計2,584m²。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの(農地改良行為)です。 農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を

3番、申請地、藤山町、田、2筆、計2,293m²。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの(農地改良行為)です。 7ページをお願いいたします。

4番、申請地、藤山町、田、5,057m²。

申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの(農地改良行為)です。

5番、申請地、大善寺町宮本、田、190m²。

申請理由、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。

6番、申請地、三潴町玉満、畑、507m²。

申請理由、申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

審議案件は以上となります。なお、6ページの審議番号2番及び7ページの審議番号4番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

以上で説明を終わります。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認していただいている ということで割愛をさせていただきます。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第2号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

なお、審議番号2番及び4番は、許可相当として、県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号15番と関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が 提出されたので付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、城島町青木島、田、477m²。

申請理由、転用事業者及び転用目的を変更するものです。

変更内容、転用事業者が******氏から*****氏へ、転用目的が住宅及び駐車場用地から自己用住宅へ変更するものです。こちらにつきましては、昭和61年11月4日付にて、5条許可がなされたものになっております。

なお、第4号議案、審議番号15番と関連案件となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が 提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から10ページ、7番までの7件です。

1番、申請地、山本町耳納、畑、387m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

2番、申請地、山本町耳納、畑、526m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、農業用倉庫を建築及び車両置場兼作業場として利

用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町田主丸、畑、20m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅及び倉庫の敷地を拡張するものです。 10ページをお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町常盤、畑、736m²。

申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅を建築及び露天駐車場、資材置場兼作業場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

5番、申請地、田主丸町常盤、畑、2筆、計452m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、田主丸町豊城、畑、876m²。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅3棟14戸を建築するものです。

7番、申請地、田主丸町長栖、田、695m²。

申請理由、申請地を取得して、共同住宅2棟14戸を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、 不許可の例外規定を適用しております。

11ページをお願いいたします。

西部地域、8番から、13ページ、18番までの11件です。

8番、申請地、荒木町白口、畑、413m²。

申請理由、申請地を借り受けて、貸看板用地及び貸露天駐車場として利用するものです。

9番、申請地、高良内町、田、1,619m²。

申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場及び貸露天駐車場として利用するものです。

10番、申請地、高良内町、田、1,218m²。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場及び作業場として利用するものです。 11番、申請地、小森野 3 丁目、畑、419 m²。

申請理由、申請地を借り受けて、分家住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。

12番、申請地、大善寺町夜明、田、2筆、計1,864m²。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅8戸を建築するものです。

13番、申請地、長門石町、田、489m²。

申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、藤光町、畑、421m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

15番、申請地、城島町青木島、田、477m²。

申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、 不許可の例外規定を適用しております。第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。

13ページをお願いいたします。

16番、申請地、三潴町高三潴、田、2筆、計166m²。

申請理由、申請地を取得して宅地分譲1区画として利用するものです。

17番、申請地、三潴町高三潴、畑、371m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

18番、申請地、三潴町早津崎、田、2筆、計1,679m²。

申請理由、申請地を取得して、宅地分譲8区画として利用するものです。 以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査結果報告についてですが、事前の資料で確認いただいているということで割愛をさせていただきます。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。 それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。

続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名 簿への登録申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。

第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

審議番号1番の1件です。

1番、申請人、三潴町清松、****。経営面積、14万4,832.8m²。農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人、****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上で説明を終わります。

長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題とい たします。

事務局の説明を求めます。

事務局 15ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進 法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので 付議いたします。

第1区、1番から3番までの3件です。

1番、所在地、大善寺町宮本、田、畑、3筆、計1,336m²。推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、藤山町、田、2筆、計2,188m²。推進機構からの買入れとなります。

3番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、 475m^2 。推進機構からの買入れとなります。 16ページをお願いいたします。

第3区、4番、5番の2件です。

4番、所在地、北野町大城、畑、2,187m²。推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、北野町仁王丸、田、2,120m²。推進機構への売渡しとなります。

第4区、6番の1件です。

6番、所在地、城島町西青木、田、5,954m²。推進機構からの買入れとなります。 第5区、7番から、17ページの8番の2件です。

7番、所在地、三潴町清松、田、畑、3筆、計1,814m²。推進機構への売渡しとなります。

17ページをお願いいたします。

8番、所在地、三潴町西牟田、田、1,807m²。推進機構からの買入れとなります。 以上、審議番号1番から8番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 **長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いいたします。 「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第6号議案について、替成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。よって、久 留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 18ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

第7号議案と第8号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更すること、いわゆる農振除外に対する意見を所管部局の農政部農政課へ回答するためにお諮りをしているものとなっておりまして、対象農地が土地改良事業の受益地の場合は、整備計画を変更する前に振興計画を変更する必要がありますので、第7号議案にて振興計画の変更を行い、その後、第8号議案にて整備計画の変更をするものとなっております。それでは、議案の内容に入ります。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市(旧久留米)地域農業振興計画1件、②久留米市城島町地域農業振興計画1件です。

整備計画3、振興計画、旧久留米。住宅兼事務所建築及び資材置場として利用するものです。

申請地は安武町安武本、田、3筆、計1,596m²を変更するものです。

地図ナンバーは28です。

整備計画4、振興計画は城島町。こちらは農家住宅を建築するものです。

申請地、城島町江上本、田、3筆、計2,054m²のうち369m²を変更するものです。 地図ナンバーは29です。

意見(案)、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないとすることが妥当であるとしております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、久留米市長より久留米市農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画の内容について。整備計画1から4までの4件です。なお、整備計画3及び4につきましては、第7号議案と内容が重複しておりますので、説明を割愛させていただきます。

整備計画 1、こちらは資材置場として利用するものです。申請地は、荒木町荒木の畑、 122m^2 のうち 118m^2 を変更するものです。

地図ナンバーは26です。

整備計画 2、こちらは資材置場として利用するものです。申請地は、高良内町の田、2筆、計2,712m 2 を変更するものです。

地図ナンバーは27です。

2、意見(案)、本計画の変更(案)については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないものと思われるとしております。

以上で説明を終わります。

議 **長** 以上で事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決いたします。 第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 **長** ありがとうございます。全員挙手により可決されました。よって、久留米市長宛て 通知いたします。

続きまして、第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。よって、 久留米市長宛て通知いたします。

続きまして、第9号議案、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 20ページをお願いいたします。

第9号議案、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段の面積の設定について、空き家に付属する農地指定申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、山本町豊田、畑、380m²。別段面積は3.80アール。空き家の所在地は農地の西側に隣接しております。

地図ナンバーは30です。

以上、審議番号1番の案件につきまして、審査会にて説明を行っておりまして、久留米市空き家情報バンクに登録された空き家に附属する農地の取扱基準に適合していることを報告いたします。

なお、総会にて最終的に決議された後は、この農地は空き家と合わせて取得をする場合にのみ、下限面積が3.80アール、380m²に引き下げられることとなっております。今後、空き家と、この農地を合わせて取得したいという方が出てこられた場合には、農地部分につきましては、農地法第3条の許可申請を行っていただき、許可を受けていただくという流れになっております。

以上で説明を終わります。

長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いいたします。 **委** 員 このような場合、取得された方、取得後の農地はどのような扱いになるのか。例えば、それぞれの第1種なのか、第2種なのか、第3種なのか、いろいろあると思うのですけれども、面積的には非常に狭いので、例えば、転用はできないとか、農地は農地ですから、法にのっとって、農振地域内だったら最終的に農振の変更をしないと駄目とか、そういうことが可能なのか、比較的可能なのか、どうなのか。

事務局 お答えいたします。

まず、こちらの別段の面積の設定用の対象となる農地が、農振農用地は設定できないことになっておりますので、ここで上がってくる農地については、全部白地の農地というのが、まず前提になっております。

今回、農地法3条、農地として取得をしていただくわけなのですが、こういう特例を使って、面積が引き下がった上での取得となっておりますので、通常の3条申請の添付書類に追加して、最低でも5年間は農地として耕作をしていただくという誓約書を別途取っていただくということで、転用の制限はかけさせていただいているものとなっております。

以上です。

委 員 5年間だけそういう制限対象ということですね。それ以降は。

事務局 それ以降は、通常の転用の基準に従ってできるかどうかというのを判断してというところになっております。

議 長 ほかに。

「なしの声」

議 長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 **長** ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。 引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について。報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

よって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・ 字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任され たいと思います。これに異議はございませんか。

「なしの声」

議 **長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他 の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、7番、甲斐サエ子委員、19番、中村裕委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。